

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の 指定管理候補者の選定について

宮崎県農政水産部農村振興局扱い手農地対策課

1 施設の概要

施設の名称	県立農業大学校農業総合研修センター		
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5732		
設置年月日	平成6年4月1日	供用開始年月日	平成6年4月1日
設置目的	農業経営者等に対して農業に関する知識及び技術についての研修並びに県民の農業に対する理解を深め、意識を啓発するための研修を実施することを目的とする。		
施設概要	敷地面積：77,205m ² 建物延べ床面積：8,760m ² 主な施設 研修センター（宿泊室、体験作業室、視聴覚室等）、ガラス温室、実践塾棟、管理出荷調整室、ビニールハウス、実践塾ガラス温室		
主な施設利用状況	宿泊者数（延べ人数） 各種研修参加者数（延べ人数） R4年度 927人 R4年度 11,644人 R5年度 1,351人 R5年度 12,244人 R6年度 1,833人 R6年度 12,602人		
現在の管理運営方法	学校法人宮崎総合学院が指定管理者として管理運営を行っている。		

施設の名称	宮崎県農業科学公園		
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5732		
設置年月日	平成9年6月6日	供用開始年月日	平成9年6月6日
設置目的	県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資することを目的とする。		
施設概要	敷地面積：157,032m ² 建物延べ床面積：7,729m ² 主な施設 農業科学館、物産館、フラワーハウス、ぶどう園、ふれあい体験館、ウォーターランド、駐車場		
主な施設利用状況	入園者数 R4年度 119,766人 R5年度 145,224人 R6年度 158,185人		
現在の管理運営方法	学校法人宮崎総合学院が指定管理者として管理運営を行っている。		

2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和7年7月7日～令和7年9月8日
指定管理者が行う業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・研修センターの利用に関する業務 ・研修センターにおける研修の実施に関する業務 ・研修センターの維持及び保全に関する業務 ・公園の利用に関する業務 ・公園の維持及び保全に関する業務 ・その他管理運営に必要な業務

施設の管理運営の基本方針	・施設の設置目的を達成するため、本県農業の担い手となる人材育成に努めることや農業大学校との連携・協力を図ることなど、県が示す方針を十分に理解した上で、事業実施、施設管理、サービスの提供等を行う。
指定管理者の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の平等な利用が確保されること ・事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮するものであること ・事業計画書の内容が、施設の認知度向上や農業、自然の豊かさを体験できるものであること ・事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること ・事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること ・施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること
指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
指定管理料基準価格（上限額）	年額76,211千円（5年間で381,055千円）

3 審査方法等

審査の流れ	(書類審査)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された申請書等について、県が募集要領に示した資格要件の適否を審査する。 			
	(指定管理候補者選定委員会による審査)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会を開催する。選定委員会では、書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施する。 			
(指定管理候補者選定会議による確認)				
<ul style="list-style-type: none"> ・県の施設所管部局等で構成する指定管理候補者選定会議を開催する。選定会議では、指定管理候補者選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、選定委員会での審査の妥当性について確認を行う。 				
※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。				
指定管理候補者選定委員会 委員	委員長	新田 裕章(中小企業診断士((株)インターロー代表取締役)		
	委員	児玉 昭人(宮崎県農業協同組合農業戦略部長)		
		佐師 香恋(川南町農業者(宮崎県農政審議会審議員))		
		永友 薫 (高鍋町農業委員)		
	西 和盛 (国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部副学部長)			
指定管理候補者選定会議 委員	議長	農政水産部長		
	副議長	農政水産部次長（総括）		
	委員	農政水産部次長（技術担当）		
		農村振興局長		
		農政企画課長		
	扱い手農地対策課長			
	人事課行政改革推進室長			

審査項目・配点	選定基準	審査項目	配点
	①住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応 その他（平等な利用の確保に関する提案）	10
	②公の施設の効用を最大限に發揮する事業計画	施設の設置目的の理解と課題の認識 指定管理者の業務に対する意欲 【リカレント研修】効果的な研修の提案 【生涯学習研修】効果的な研修の提案 【みやざき農業実践塾】効果的な研修の提案 施設等の維持管理の適格性 県関係機関等との連携に対する対応 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	30
		【研修センター宿泊室・研修室】利用者サービスの向上や利用者増への取組に関する提案 【農業科学公園】利用者サービスの向上や利用者増への取組に関する提案 県民が食・農業・自然の豊かさを体験・実感できるような自主事業に関する提案 その他（他団体との連携・コラボ等）	20
		指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案 その他（経費削減に対する提案等）	10
		必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） 職員の能力育成（研修体制） 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） 過去の類似事業の実績、評価 リスク管理の具体的対応策 事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性 個人情報保護への対応 情報公開への対応 安全管理、危機管理への対応 その他（継続性・安定性に関する提案）	20
		環境保全への対応 地域経済への貢献・配慮 障がい者の就労支援への対応 (その他、施設の状況によって設定)	10
	合 計		100

4 審査結果等

申請者（応募者）	・学校法人宮崎総合学院（宮崎市）				
審査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査を行った結果、申請者は資格要件を満たしていると認められた。 ・指定管理候補者選定委員会を令和7年10月9日に開催。プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行った。 ・審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。 学校法人宮崎総合学院：369点 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理候補者選定会議を令和7年10月15日に開催し、選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行った。 選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。 学校法人宮崎総合学院：374点 				
選定結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">指定管理候補者</td> <td>学校法人宮崎総合学院（宮崎市）</td> </tr> <tr> <td>選定理由</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。 ・事業計画や過去の実績等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。 ・県の施策や設置目的及び関係機関との連携について十分に理解、認識していると認められること。 </td> </tr> </table>	指定管理候補者	学校法人宮崎総合学院（宮崎市）	選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。 ・事業計画や過去の実績等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。 ・県の施策や設置目的及び関係機関との連携について十分に理解、認識していると認められること。
指定管理候補者	学校法人宮崎総合学院（宮崎市）				
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。 ・事業計画や過去の実績等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。 ・県の施策や設置目的及び関係機関との連携について十分に理解、認識していると認められること。 				